

## 第3章 安全衛生教育

労働災害の多くは「人」と「物」の接触（ばく露）によって起きますから、「物」側のリスク低減も大切ですが、それだけで事故はなくせません。「人」が正しい作業手順、リスクの少ない行動の仕方や同僚との連携について学習し、また危険予知能力を磨かなければなりません。そのため、日本人を雇用する場合と同様、外国人を雇用する場合においても安衛法の定める各種安全衛生教育が不可欠です。ただし、外国人労働者に対する教育を実施するに当たっては、言語や文化の違いから特段の配慮も必要になります。この点について「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）（以下「指針」といいます。）は次のように述べています。

### （安全衛生教育の実施）

事業主は、労働安全衛生法の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。

### 1 教育の前に（リスクアセスメントの実施）

外国人労働者に対する安全衛生教育を実施する前提として、事業場内の危険有害箇所を洗い出し、優先順位を付して本質安全化を目指した改善を図っていく取組が必要です。前述のとおり、事故の型別で見ると、外国人労働者においては「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、次いで「転倒」「切れ・こすれ」「墜落・転落」の順となっています（48 頁のグラフ 13 参照）。これらの災害をなくすためにはまず、設備や作業環境の本質安全化を目指すべきであり、安全衛生教育はこれらの改善を踏まえて実施されるべきものです。教育を最優先の安全衛生対策とすることのないよう、留意してください。

平成 31 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 28 号労働基準局長通知「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」（以下「通達」といいます。巻末資料 180 頁参照）は次のように述べています。

### 通 達

外国人労働者を従事させる業務に関して、機械設備、原材料、作業環境、作業方法等に起因する危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施する際には、一般に外国人労働者にとって日本語で表示された作業標準等の理解が困難であることを踏まえてリスクの洗い出しや見積りを行うこと。

当該リスクアセスメントの結果に基づき、必要に応じて、リスクを低減するため機械設備等の見直し等の措置を講じた上で、外国人労働者に対して実施する安全衛生教育の内容を整理すること。

事業場においては、外国人の就労を前提とするリスクアセスメントを実施し、各種措置を講じ  
 たうえで安全衛生教育を行う必要があります。

ここで、リスクアセスメントについて復習しておきましょう。

## ■ リスクアセスメントとは

生産工程が多様化し、複雑化するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなどにより、労働災害の原因も多様化し、その把握も難しくなっています。このため、労働安全衛生関係法令に規定されている最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等に起因する危険性・有害性等を事前に調査し、その結果に基づいて労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずること（「リスクアセスメント」といいます。）が事業者の努力義務とされました（安衛法第28条の2）。

一定の危険性・有害性等が確認されている化学物質<sup>\*</sup>については、平成28年6月に施行された改正労働安全衛生関係法令により、リスクアセスメントの実施が事業者の義務とされているので特に注意が必要です（安衛法第57条の3、安衛則第34条の2の7、同第34条の2の8）。

### 参考 リスクアセスメントに関する指針

**基本指針** 危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平18.3.10 指針公示第1号）

#### 詳細指針

◆化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平27.9.18 指針公示第3号）

◆機械の包括的な安全基準に関する指針（平19.7.31 基発第0731001号）

## ■ リスクアセスメント実施の基本事項

リスクアセスメントを実施する体制、時期及び対象は、次のとおりです。

表16 リスクアセスメント実施の基本事項

| 実施体制                                                 | 実施時期                                             |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ①事業場のトップが調査等の実施を統括管理                                 | ①建設物の設置・移転・変更・解体時                                |
| ②安全管理者、衛生管理者等が調査の実施を管理                               | ②設備の新規採用・変更時                                     |
| ③安全衛生委員会等を活用し労働者も参画                                  | ③原材料の新規採用・変更時                                    |
| ④危険性・有害性の特定、リスクの見積もり、低減措置の検討等は、作業の内容を詳しく把握している職長等が実施 | ④作業方法・作業手順の新規採用・変更時                              |
| ⑤機械設備等の専門知識を有する者の参画                                  | ⑤リスクの変化が生じ、生ずるおそれのある時                            |
|                                                      | 調査の実施対象                                          |
|                                                      | 過去に労働災害が発生した作業、ヒヤリハット事例があった作業、日常労働者が不安を感じている作業など |

### 参考

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に、小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業（30種類）の作業・業種別に、また、化学物質のリスクアセスメントについて「リスクアセスメントの実施支援システム」が開設されています。

▶ [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)

<sup>\*</sup>安全データシートの交付が義務付けられている674物質（令和3年9月現在）

## ■ リスクアセスメントの実施手順

リスクアセスメントを実施する手順は、次のとおりです。

図 12 リスクアセスメントの実施手順

### STEP 1 情報を収集する

- ▶ 各種情報（作業標準、作業手順書、仕様書、安全データシート、機械設備等のレイアウト、作業環境測定結果、混在作業による危険性、災害事例等）を定常作業、非定常作業を問わず収集する。

### STEP 2 危険性・有害性を特定する

- ▶ 収集した情報に基づき、危険性・有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出し、分類して、危険性・有害性を特定する。この際、労働者の疲労などの付加的影響も考慮する。

### STEP 3 リスクを見積もる

- ▶ リスクを低減させる優先度を決定するため、発生するおそれのある「負傷または疾病の重篤度」とそれらの「発生の可能性の度合い」をそれぞれ考慮して、リスクを見積もる（※）。

※代表的な見積もりの方法としては、①マトリクスを用いる方法、②数値化による方法、③リスクグラフによる方法などがあります。

### STEP 4 リスクを低減させる措置を検討し、実施する

- ▶ 次の優先順位でリスクを低減させる措置の内容を検討し、対策を講じる。

- ① 危険性・有害性そのものを除去、低減する
- ② インターロック、局所排気装置の設置等工学的な対策を講じる
- ③ マニュアルの整備等管理的な対策を講じる
- ④ 個人用保護具を使用する

### STEP 5 記録する（※※）

- ▶ 次の事項を記録する。

- ① 洗い出した作業
- ② 特定した危険性・有害性
- ③ 見積もったリスク
- ④ リスクを低減させる措置の優先度
- ⑤ リスクを低減させる措置の内容

※※事業場内でリスクアセスメントを継続的に実施するため、記録して後日確認できるようにすることが必要です。

### ポイント

リスクアセスメントの実施に当たっては、外国人労働者が対象となる設備・装置の機構や操作方法等について知識や経験を有していないことが多く、作業標準などの技術資料についても日本語が未習熟であって理解が困難な場合が多いことを踏まえ、当該外国人労働者の知識・技量等を十分把握している職長等直属の上司・指導者が調査に参画し、その技量等を踏まえたリスクの洗い出し、見積もりをすることが求められます。

リスクの低減措置として「マニュアルの整備等管理的な対策」が含まれる場合には、外国人労働者が日本語で記載されたマニュアル等を十分理解できるよう、当該外国人労働者の日本語能力に合わせた文章とし、安全衛生教育に当たってもその成果が得られるよう整備するなどの配慮が必要です。

## 2

## 外国人労働者に対する安全衛生教育の準備

事業場において実施すべき安全衛生教育は、①雇入れ時教育、②作業内容変更時教育、③特別教育、④その他の安全衛生教育に分けられます。当然のことですが、これらの教育を実施するに当たっては一定の事前準備が必要になります。まして受講対象者が日本語を十分に理解できない外国人の場合、周到な準備が必要になります。

この点について、通達は次のように述べています。

## 通 達

母国語に翻訳された教材・視聴覚教材など、上記〔編注：70 頁「通達」〕により整理した安全衛生教育の内容に適した教材を入手、整備等すること。

教材としては、厚生労働省ホームページに掲載されている資料のほか、公益財団法人国際研修協力機構〔編注：現「国際人材協力機構」〕、外国人技能実習機構、一般財団法人国際建設技能振興機構等の資源が活用できると考えられること。

本項においては、雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つと思われるテキスト及び動画を紹介します。特別教育と技能講習については、後記各項に紹介します。

## ①厚生労働省 HP が提供する資料

## ■「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」

本マニュアルは、経験年数の少ない未熟練労働者が、作業に慣れておらず、危険に対する感受性も低いため、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況に鑑み、特に製造業、陸上貨物運送事業、商業、産業廃棄物処理業の中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つよう作成されたものです。

▶未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

## ■「マンガでわかる働く人の安全と健康」（教育用教材）

厚生労働省では、外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、初めて学ぶ人向けに視聴覚教材（マンガ教材）を作成しています。下記サイトからダウンロードが可能です。

▶マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13668.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html)

▶職場のあんぜんサイト「各種教材・ツール」内「外国人労働者向け安全衛生視聴覚教材」（動画やマンガではないテキストもあります。）

<https://anzenvideo.mhlw.go.jp/foreign-worker/kyozai.html#common>

表 17 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル、マンガ・動画教材の一覧

○……未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

●……マンガ・動画教材（令和 4 年 1 月現在）

| 業 種    |                                                                                     | 言 語    |    |     |       |                  |         |       |         |     |        |       |       |        |       |     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|-----|-------|------------------|---------|-------|---------|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-----|
|        |                                                                                     | 日本語    | 英語 | 中国語 | ベトナム語 | タガログ語<br>(フィリピン) | (カンボジア) | クメール語 | インドネシア語 | タイ語 | ミャンマー語 | ネパール語 | モンゴル語 | ポルトガル語 | スペイン語 | 韓国語 |
| 共通教材   |                                                                                     | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     |       |        |       |     |
| 製造業    | 共通                                                                                  | ○      | ○  | ○   |       |                  |         |       |         |     |        |       | ○     | ○      |       |     |
|        | 飲食料品製造業<br>素形材産業<br>産業機械製造業<br>電気・電子情報関連産業<br>造船・船用工業<br>(「溶接」と「塗装」の動画あり)<br>自動車整備業 | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     |       |        |       |     |
|        | 鋳造業                                                                                 | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     | ●     | ●      | ●     | ●   |
|        | 建設業<br>(4③(79 頁)参照)                                                                 | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     |       |        |       |     |
|        | 運輸交通業                                                                               | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     |       |        |       |     |
|        | 陸上貨物運送事業                                                                            | ○<br>● | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     | ●     | ●      | ●     | ●   |
| 農業     |                                                                                     | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     |       |        |       |     |
| 漁業     |                                                                                     | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     |       |        |       |     |
| 商業     | 共通                                                                                  | ○      |    |     | ○     |                  |         | ○     |         |     |        |       |       |        |       |     |
|        | 小売業                                                                                 | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     | ●     | ●      | ●     | ●   |
| 保健衛生業  | 介護業                                                                                 | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     |       |        |       |     |
| 接客・娯楽業 | 宿泊業<br>外食業                                                                          | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     |       |        |       |     |
| 清掃・と畜業 | ビルクリーニング業                                                                           | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     |       |        |       |     |
|        | 産業廃棄物処理業                                                                            | ○      | ○  |     | ○     |                  |         |       |         |     |        |       |       |        |       |     |
| 警備業    |                                                                                     | ○      |    |     |       |                  |         |       |         |     |        |       |       |        |       |     |
| 作業別    | フォークリフト<br>食品加工<br>溶接<br>クレーン・玉掛け<br>化学物質取扱い（基礎・管理）                                 | ●      | ●  | ●   | ●     | ●                | ●       | ●     | ●       | ●   | ●      | ●     | ●     | ●      | ●     | ●   |

## 建設業向け資料

### (1) 「外国人建設就労者に対する教育テキスト」

厚生労働省ホームページの「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業【厚生労働省委託事業】」のページには、同事業に基づき建設業労働災害防止協会（以下「建災防」といいます。）が平成 30 年度に制作し、研修会で使用された「外国人建設就労者に対する教育テキスト」（全 55 頁）が掲載されています。①日本語、



②中国語、③ベトナム語、④インドネシア語、⑤英語の5種類が用意されており、必要に応じてダウンロードすることができます。

同テキストは大きく①一般管理、②墜落災害・飛来落下災害の防止、③倒壊・崩壊の防止、④建設機械等による災害の防止、⑤クレーン等による災害の防止、⑥感電災害の防止、⑦電気工具による災害の防止、⑧火災・爆発による災害の防止、⑨業務上疾病の予防、という9つの章からなっており、現場に入る外国人労働者への教育用テキストとして活用可能なものです。

▶「外国人建設就労者に対する教育テキスト」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02443.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02443.html)

## (2) 外国人建設就労者を雇用する事業者向けのテキスト（日本語）

上記事業において建災防が制作した「外国人建設就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育テキスト」です。14頁からなり、①教育の目的、②外国人建設就労者の就労状況、③外国人の労働災害発生状況、④外国人を雇用する事業者の安全管理の前提となる基本的事項、⑤外国人建設就労者に対する教育テキストの内容、⑥建設業の事業者としての責務について記載されています。ダウンロードが可能ですので一読をお勧めします。

▶「外国人建設就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育テキスト」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000524881.pdf>

## ②中央労働災害防止協会が発行しているテキスト

中央労働災害防止協会では、外国人労働者向けの安全衛生に関するテキストを発行しています。これには、次のようなものがあります。

表 18 外国人労働者向けの安全衛生に関するテキスト

| タイトル                                                                                                                               | 言語  |    |        |        |                  |                  |         |        |        |        |       |        |       |     |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|--------|--------|------------------|------------------|---------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-----|--|
|                                                                                                                                    | 日本語 | 英語 | 中国語    | ベトナム語  | （フィリピン）<br>タガログ語 | （カンボジア）<br>クメール語 | インドネシア語 | タイ語    | ミャンマー語 | ネパール語  | モンゴル語 | ポルトガル語 | スペイン語 | 韓国語 |  |
| やさしい日本語で学ぶ 初めて日本で働く方のための安全・健康に仕事をする 1または2<br>日本語試験を受けて来日した外国人労働者向けの<br>新入者教育用小冊子。噛みくだいた表現で総ルビを付した日本語とイラストで構成。イラストには吹き出しをつけ4か国語で表示。 | ○   |    | 2<br>○ | 1<br>○ | 2<br>○           | 1<br>○           | 2<br>○  | 2<br>○ | 1<br>○ | 1<br>○ |       |        |       |     |  |
| 新入者のための安全衛生<br>「安全衛生の標識の理解」など、安全衛生の基礎を、英語と日本語の対訳でわかりやすく紹介。日本の言語、習慣等に不慣れな外国人労働者が特に留意すべき事項を掲載。                                       | ○   | ○  | ○      |        |                  |                  |         |        |        |        |       | ○      | ○     |     |  |

| タイトル                                                                                                                                                               | 言語  |    |     |       |                  |                  |         |     |        |       |       |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|-----|-------|------------------|------------------|---------|-----|--------|-------|-------|--------|
|                                                                                                                                                                    | 日本語 | 英語 | 中国語 | ベトナム語 | (フィリピン)<br>タガログ語 | (カンボジア)<br>クメール語 | インドネシア語 | タイ語 | ミャンマー語 | ネパール語 | モンゴル語 | ポルトガル語 |
| <b>10 10カ国語対訳単語帳 安全衛生パスポート</b><br>複数言語の労働者がともに働く職場向けの対訳単語帳。「防じんマスク着用」「はさまれ・巻き込まれ」「指差し呼称」など、現場の表示標識や安全衛生教育で使われる用語 100 語を、ひらがな・ローマ字と 10 か国語で紹介。各国語の単語に読み仮名をふってある。    | ○   | ○  | ○   | ○     | ○                | ○                | ○       | ○   | ○      | ○     |       |        |
| <b>英語で！ 安全衛生ブック MINI</b><br>新入者向けに安全衛生の基本をコンパクトにまとめた「手帳にはさめる 安全衛生ブック NANO」から、「4Sを徹底しよう」「作業手順を守ろう」など主要項目を抜粋した英語版小冊子。外国人労働者が共に働く職場や、海外事業場での安全教育に。訳語（日本語）の記述はない。      | ○   | ○  |     |       |                  |                  |         |     |        |       |       |        |
| <b>日本で働く方のためのイラストで学ぶ！ 安全衛生漢字ドリル</b><br>「禁止」「危険」など、外国人労働者が職場で知っておいてほしい漢字 22 字を収録した学習用ドリル。人気キャラクター「仕事猫」とともに学習できる。本人の独習用としてはもちろん、職場の新入者教育やツールボックスミーティングなどにも活用できる 1 冊。 | ○   |    |     |       |                  |                  |         |     |        |       |       |        |

### ③外国人技能実習機構（OTIT）HP が提供する資料

同機構が制作した 3 職種（①農業職種、②建設職種、③食品製造職種）にわたる「技能実習生安全衛生対策マニュアル」がインターネットにアップされており、ダウンロードが可能です。また、②と③については、参考資料が 8 か国語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語）で用意されていますので、実習実施者の行う安全衛生管理や監理団体が行う監査の参考として活用してください。

▶「技能実習生安全衛生対策マニュアル」 <https://www.otit.go.jp/anzen/>

### ④独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が制作した動画

「低層住宅建築工事における非言語安全教材」がインターネットにアップされています。9 つの災害事例と防止対策が言語を用いることなく、映像で理解できるように編集されています。活用してみてください。

▶「低層住宅建築工事における非言語安全教材」  
[https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku\\_2019\\_01.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2019_01.html)

### 1 安全衛生教育において教育すべき事項

安衛法では、労働者を雇入れ、または労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項について、事業者自ら教育を行うことが義務付けられています（安衛法第 59 条第 1 項、第 2 項、安衛則第 35 条）。

講師の要件や教育の時間については、法令上の定めはありませんが、教育内容について十分な知識、経験を有する者が行うことは、法令の趣旨から当然求められるところです。教育の時間については、日本語に未習熟な外国人労働者を対象にする場合には、その内容を理解するために必要な時間を確保することが求められます。

教育すべき事項は次のとおりとされています。

表 19 雇入れ時・作業内容変更時の教育すべき事項

|   | 教育事項（※）                               |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 機械等、原材料等の危険性または有害性及びこれらの取扱方法に関すること    |
| 2 | 安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること |
| 3 | 作業手順に関すること                            |
| 4 | 作業開始時の点検に関すること                        |
| 5 | 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること     |
| 6 | 整理、整頓及び清潔の保持に関すること                    |
| 7 | 事故時等における応急措置及び退避に関すること                |
| 8 | 上記に掲げるもののほか、当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項  |

（※）法令上、建設業、製造業等の業種に属する事業場では左表のすべての項目について教育を行う必要がありますが、事務労働を主体とするその他の業種にあっては 1 から 4 までの事項については省略してもよいとされています。しかし、第三次産業においては、労働災害件数が増加していることから、職場環境に係るリスクアセスメント等を実施して得られた結果を反映させていくことが労働災害の防止には欠くことができないものです。

\* 1 から 4 までの事項が省略可能な業種について、安衛則第 35 条（安衛令第 2 条）参照

### 2 外国人労働者に安全衛生教育を実施する場合の留意点

来日したばかりの外国人は日本語に習熟しておらず、母国語による通訳が必要になる場合があります。同じ会社に同胞の先輩がいる場合はその労働者を通訳者として活用している例が多いでしょう。ミスコミュニケーションを最小限に止めながら「作業手順」を外国人労働者に示す方法として、作業方法や当該作業方法に潜む危険をマニュアル作成・共有アプリを用いてまとめ、動画を織り込みながら教育している例があります。このツールを雇入れ時教育に応用することが可能であると思われます。一旦制作してしまえば、使いまわしができるので、教える方は手間が省け、教わる方はスマートフォンやタブレットで何回でも納得のいくまで視聴できますから、有効なツールとなり得るでしょう。その際、画面への表示は日本語ならばひらがなとカタカナに止め、適宜通訳者により母国語に訳してもらう必要があるでしょう。母国語での表記が可能であればより理解しやすい画面となるでしょう。しかし、口頭での説明自体が日本語でなされるのであれば、やはり通訳者の存在は欠かせません。



なお、すべての教育に共通しますが、外国人労働者が「はい、分かりました」と日本語で返事をしても真の理解に達していない場合が多く見られます。母国語の通訳者が改めて母国語で受講者に理解の状況を確認するなど、工夫が必要です。

また、経験年数の短い労働者は危険予知能力が未熟ですから、実際に従事する業務にどのような危険が潜んでいるか考えが及ばない場合が多いと考えられます。厚生労働省が運営する「職場のあんぜんサイト」には、「ヒヤリ・ハット事例」が事故の型別に412例、イラスト付きで掲載されていますので、従事する業務で経験する可能性が高いと考えられる事例を引用し、社内の業務と照らし合わせながら教育していくことが有益と考えられます。

日本滞在が長く日本語での対応が可能な場合は「やさしい日本語」を用いて教育することが有効でしょう。日本語を理解できることが前提になりますが、日本人に混じって作業を行うのですから安全衛生についても日本語によるコミュニケーション能力を伸ばすことは大切です。日本人の管理者・同僚が躊躇なく日本語で声をかけられるようになれば、必ず職場のリスクは低減するでしょう。外国人だから声をかけにくいという状況が続くのは決して好ましいことではありません。自治体その他のあらゆるチャンネルを活用して日本語学習に取り組んでもらうことは労使双方に利益となります。

## 4

### 危険または有害な業務に係る安全衛生教育において特に留意すべき事項

#### ①危険・有害業務について教育すべき事項

事業場の業種いかなを問わず、雇入れ時や作業内容変更時の教育を実施するに当たっては、技能講習や特別教育が必要なレベルではないとしても、危険または有害な業務が存在する場合には、必要に応じて教育を行い十分に理解させる必要があります。例えば、安衛法の定める作業主任者の下で危険・有害作業に従事させる場合には、作業主任者の指示を理解するためにも一定の教育が必要です。この点について通達は、次のように述べています。

#### 通 達

事業者は、外国人労働者を危険又は有害な業務につかせるときは、安全衛生教育等推進要綱の記の5に基づき、雇入れ時等の安全衛生教育において、当該危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等について正確に理解させること。その際、下記の事項についても十分に理解させる必要があること。

##### ①転倒災害の防止

転倒災害の防止のため、整理整頓等による安全な作業床の保持、危険箇所の表示、手すりや滑り止めの使用方法及び積雪時に滑りにくい履き物や安全な歩行方法

##### ②高所作業

高所作業に従事させる場合は、作業手順及びその意味、墜落制止用器具の適切な使用方法及び昇降設備の適切な使用方法

##### ③機械設備、車両系建設機械等

機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ、激突、切れこすれ等のおそれのある作業に従事させる場合には、作業手順及びその意味、安全装置の適切な使用方法及び立入禁止等に係る掲示

#### ④化学物質

化学物質を取り扱う作業に従事させる場合には、当該化学物質の危険性又は有害性及びその取扱い方法、呼吸用保護具や化学防護手袋等の保護具の適切な使用方法、局所排気装置等の換気装置の適切な使用方法

#### ⑤石綿

石綿を含む建築物等の解体等の作業に従事させる場合には、石綿の有害性及び当該含有品の取扱い方法並びに呼吸用保護具等の適切な使用方法

#### ⑥放射線業務・除染業務等

東京電力福島第一原子力発電所構内や事故由来廃棄物等処分事業場で行われる放射線業務及び除染特別地域等で行われる除染等業務に従事させる場合には、電離放射線の生体に与える影響、被ばく線量の管理方法、設備や保護具の使用を含む機器の取扱い方法、健康管理の必要性等

#### ⑦暑熱環境作業

夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業に従事させる場合には、熱中症の症状、こまめな塩・水分補給等予防方法や応急措置等の緊急時の対処等

### ②厚生労働省のVR 動画教材

厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」内の「各種教材・ツール」にある「VR 教材」（VR を用いた安全衛生教育教材）では、6 種類の労働災害について VR 動画を紹介しています。外国語によるものではありませんが、視覚に訴える教育手段として活用してみてください。それぞれのシナリオごとにパノラマ動画とワイプ付き動画が用意されています。

**表 20** VR を用いた安全衛生教育教材

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| シナリオ A（転倒）         | 荷物で視界不良になり転倒    |
| シナリオ B（墜落・転落）      | 脚立から身を乗り出し墜落    |
| シナリオ C（墜落・転落）      | 足場から身を乗り出し墜落    |
| シナリオ D（飛来）         | 金属片が飛来し目に入る     |
| シナリオ E（激突され）       | フォークリフトに激突される   |
| シナリオ F（はさまれ・巻き込まれ） | 回転する機械に手が巻き込まれる |

▶「職場のあんぜんサイト」内 VR 動画  
[https://www.youtube.com/playlist?list=PL1x5ZyAfDI\\_U-uNevLM8hsEdD1OFPOQuK](https://www.youtube.com/playlist?list=PL1x5ZyAfDI_U-uNevLM8hsEdD1OFPOQuK)

### ③建設業向けの危険有害業務教育用資料

#### ■「外国人労働者向け安全衛生視聴覚教材」（厚生労働省 HP）

建設業向けには上記通達が言及したもの以外を含めて作業内容ごとに細分化された資料（作業内容ごとにテキスト及び動画を閲覧可能）が厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」内の「外国人労働者向け安全衛生視聴覚教材」に用意されています。10 の外国語に対応していますので、必要に応じて活用してください。

対応言語：日本語、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、カンボジア語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語

▶「外国人労働者向け安全衛生視聴覚教材」  
<https://anzenvideo.mhlw.go.jp/foreign-worker/kyozai.html#common>

表 21 外国人労働者向け安全衛生視聴覚教材（建設業）

|                                  | 作業内容                 |
|----------------------------------|----------------------|
| 共通事項                             | 建設現場全般               |
|                                  | メンタルヘルス対策            |
|                                  | 熱中症対策                |
|                                  | 電離放射線障害防止対策          |
| 型枠施工業務                           | 主な資格作業、その他           |
|                                  | 脚立・可搬式作業台            |
|                                  | 電動器具の取扱い             |
|                                  | 墜落防止措置（足場等）          |
|                                  | 墜落防止措置（開口部等）         |
| 左官業務及び<br>内装仕上げ業務                | 作業時の注意点①足場、脚立等       |
|                                  | 作業時の注意点②             |
|                                  | 機械、工具等の作業で注意すること     |
|                                  | 脚立・可搬式作業台            |
|                                  | 建築物のアスベスト対策          |
| コンクリート圧送業務                       | 準備作業の注意              |
|                                  | 設置作業の注意              |
|                                  | 操作作業の注意              |
|                                  | 筒先での圧送作業およびトラブル時の注意  |
|                                  | 洗浄作業・撤収作業の注意         |
| トンネル推進工業務、<br>建設機械施工業務<br>及び土工業務 | トンネル推進工の安全（トンネル内作業）  |
|                                  | トンネル推進工の安全（高所作業等立坑等） |
|                                  | 建設機械の基本と点検等          |
|                                  | 車両系建設機械の作業の注意事項      |
|                                  | 土工職の安全業務             |
| 屋根ふき業務                           | 屋根からの墜落防止措置          |
|                                  | 足場（作業床）の設置           |
|                                  | クレーン作業・玉掛け作業         |
|                                  | 研削といし（ディスクグラインダ）     |
|                                  | ウインチ、悪天候による作業中止の安全基準 |
| 電気通信業務                           | 脚立・可搬式作業台            |
|                                  | 電動工具の取扱い             |
|                                  | 高所での作業、重機での作業        |
|                                  | 高所作業車                |
|                                  | 酸素欠乏、一酸化炭素中毒の防止      |
| 鉄筋施工業務及び<br>鉄筋継手業務               | 現場作業全般               |
|                                  | 可搬式作業台・高所作業          |
|                                  | クレーン・玉掛け・揚重作業        |
|                                  | ガス圧接継手・機械式継手作業       |
|                                  | 工場作業                 |

### ■「外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材」（職場のあんぜんサイト）

上記とは別に、厚生労働省ホームページ内「職場のあんぜんサイト」にある「外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材」のページには、建設現場で働く外国人労働者（外国人建設就労者等）の安全衛生教育に活用できるよう、作業ごとの安全衛生対策のポイント（47 作品）や代表的な労働災害事例（35 作品）を動画（1 分 17 秒～11 分 05 秒）により視聴できます。

対応言語：中国語、ベトナム語、インドネシア語、英語

▶職場のあんぜんサイト「外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材」  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyoza2.html>

※同じ動画は建災防のホームページにある「外国人建設就労者のための安全衛生教育教材」でも視聴することができます。  
[https://www.kenzaibou.or.jp/safe\\_tech/olympic\\_paralympics/languages.html](https://www.kenzaibou.or.jp/safe_tech/olympic_paralympics/languages.html)

表 22 作業ごとの安全衛生対策のポイント

|                | 作業内容          |                        | 作業内容               |
|----------------|---------------|------------------------|--------------------|
| I. 一般的な事項      | 作業服装          | IV. 建設機械・クレーン等での作業の留意点 | 車両系建設機械作業          |
|                | 整理整頓          |                        | ドラグ・ショベル           |
|                | 安全通路          |                        | 杭打ち・杭抜き機           |
|                | 事務所 休憩所       |                        | コンクリートポンプ車         |
|                | 寄宿舎           |                        | ダンプ・トラック           |
|                | 防火設備          |                        | 移動式クレーン            |
|                | 安全施工サイクル      |                        | ユニック・カーゴクレーン       |
|                | 安全標識          |                        | 玉掛け作業              |
|                | 災害発生の場合       |                        |                    |
| II. 高所作業等での留意点 | 作業床           | V. 手工具での作業の留意点         | 電気ドリル              |
|                | 開口部           |                        | グラインダー             |
|                | 開口部付近作業       |                        | インパクトレンチ           |
|                | 移動はしご         | VI. 感電災害の防止            | 仮設照明               |
|                | ローリングタワー      |                        | 架空電線近接作業           |
|                | 高所作業車         |                        | 溶接作業               |
|                | 桟組み足場（上部）     | VII. 火災・爆発による災害の防止     | ガス溶接・溶断作業          |
|                | 桟組み足場（下部）     |                        | 発泡プラスチック系断熱材付近での作業 |
|                | 桟組み足場の組立・解体作業 |                        | 危険物取扱作業            |
|                | 鉄骨建て方作業       | VIII. 業務上疾病の予防         | 有機溶剤作業             |
|                | 外壁 PC 板取付け作業  |                        | 酸素欠乏症等の作業          |
|                | スレート屋根作業      |                        | 粉じん作業              |
|                | 安全帯の使い方       |                        | 振動障害危険作業           |
|                | III. 倒壊・崩壊の防止 | 土留め支保工                 |                    |
| 熱中症            |               |                        |                    |

表 23 建設工事現場における代表的な災害事例

|                |                                          |
|----------------|------------------------------------------|
| I. 墜落・転落       | 筋かいが外されている場所で、安全帯を使用していなかったため墜落          |
|                | 手すり先行足場の組立作業中 5 段目から墜落                   |
|                | 外部足場解体中、4 段目から約 5.5m 墜落                  |
|                | 養生用枠組足場を大払しする作業で、足場上から墜落                 |
|                | ビル解体用足場材をロープにて荷降し中、既存建屋から墜落              |
|                | 手すりのない躯体端部で作業中に安全帯不使用で墜落                 |
|                | インサートにつまづき、ずれたデッキとともに 4.5m 墜落            |
|                | 鉄骨建て方作業中にとび工が墜落                          |
|                | 開口部に敷かれていたベニヤ板を踏み抜き墜落                    |
|                | 手すりが撤去されていた開口部から墜落                       |
|                | 開口部養生の単管手すりを取り付け中、単管手すりが外れて墜落            |
|                | 工場解体中、屋根を踏み抜き墜落                          |
|                | 可搬式作業台を使用して電気配管作業中、天板部から墜落               |
|                | 可搬式作業台で躯体面を補修中に転落                        |
|                | 天井面の配線区画処理作業中に、はしごから墜落                   |
|                | 電工が天井内配線中に脚立から転落                         |
|                | 運転手が自分が運転したブルドーザーに轢かれた                   |
| II. はさまれ・巻き込まれ | ドラグ・ショベルの旋回内に入り、構台の手すりの間に挟まれた            |
|                | 斜路上でトラックを止めようとして、ユニック車との間に挟まれた           |
|                | 後進してきたドラグ・ショベルのカウンターウエイトに接触転倒しキャタピラに轢かれた |
|                | ローラーの後進時に巻き込まれた                          |
| III. 飛来・落下     | 高所作業車の手すりや鉄骨の間に挟まれ窒息                     |
|                | 解体作業中にコンクリート片が飛来して片付け中の作業員に当たる           |
|                | 吊荷のパイプサポートが抜けて落下し被災者に直撃した                |
|                | コンクリート圧送配管からコンクリートが噴き出し、顔面を直撃            |
| IV. 倒壊・崩壊      | 型枠用単管パイプが落下し下敷きになった                      |
|                | 積荷が荷崩れし、積荷の下敷きになった                       |
|                | 矢板をいれていない土壁際で鉄筋を切断中、土が被災者に崩れ落ちた          |
|                | 解体中のブロック塀と外壁の間に解体工が挟まれた                  |
| V. その他         | 地組していた柱筋が倒壊して下敷きになった                     |
|                | 照明器具の配線接続作業で感電                           |
|                | ウレタン撤去作業中、ガス配管を切断した時にウレタンに引火             |
|                | 防水工が作業終了後、宿舎に戻ってから熱中症を発症した               |
|                | 密閉した部屋で発電機を使用して一酸化炭素中毒                   |
|                | エレベーター内で内装材張り替え中に有機溶剤中毒                  |

## 災害事例 ダイカストマシンの金型に挟まれ死亡

## 発生状況

本災害は、ダイカストマシンの運転中に外国人作業員が頭を挟まれて死亡したものである。災害の発生した A 工業は、ダイカストマシンを用いてアルミ製の自動



車部品を製造している事業場である。

被災者 S は、日本に入国した直後から A 工場で働いており、被災時には約 9 カ月を経過していたが、日本語、英語はほとんど理解できない状況で、ダイカストマシンの清掃、製品のバリ取りなどの補助作業に従事していた。なお、ダイカストマシンの運転そのものの作業には従事しておらず、また、運転方法についても特に教育を受けたことはない。

災害発生当日の朝、作業責任者の T がダイカストマシンの点検・調整を行った後、被災者 S を加えた 2 人でダイカストマシンを「自動運転」にして、自動車のラジエーター部品の製造を行っていた。

作業は、特にトラブルもなく進み、昼ごろになったため、交替で休憩をとることにし、まず被災者 S が休憩をとり、次に作業責任者 T が休憩に入った。そのため、この時間帯はこのダイカストマシンのところには（被災者 S）一人しかいなかった。

午後 2 時ごろ、他の機械を担当している作業者がダイカストマシンの側を通ったとき、ダイカストマシンの金型に挟まれている被災者 S を発見した。直ちに救出したが、即死の状態であった。作業責任者 T は、まだ休憩中であった。

金型に挟まれた被災者 S が発見されたとき、ダイカストマシンは「自動運転」の状態のままであったが、このダイカストマシンは、「手動運転」や「停止」の状態から「自動運転」にするためには一定の作業手順が必要であることから、「停止」などの状態から急にスイッチが入ったのではなく、「自動運転」のまま被災者 S が何らかの理由により移動金型と固定金型の間に体を入れたところ、両金型の間に挟まれたのではないかとみられる。

#### 原因

- ① ダイカストマシンの金型部分がカバーなどで覆われておらず、また、自動運転中に作業者が近寄れないような措置も講じられていなかったため、自動運転中に作業者が体を入れられる状態になっていたこと。

なお、「手動運転」は 2 つのスイッチを両手で同時に押している間だけ機械が動くしくみであるため、機械の作動中に金型部分に操作者の体が入ることはない。

- ② 作業者に対し、ダイカストマシンの危険性や異常時の措置について十分な教育が行われていなかったこと。

#### 対策

- ① 作業者に対し、雇入れ時の教育や作業変更時の教育を行う場合には、従事する作業の手順を教えるだけでなく、作業に関係する機械や原材料などの危険性・有害性について十分に教育を行う必要がある。特に、何らかの異常が発生した場合に、自ら処理してよいのか、責任者を呼んで処理してもらうべきかを含め、どのように対処すべきかをよく教育しておく必要がある。
- ② 外国人を雇用する場合としては、日系人を雇用する場合、就学生のアルバイト、技能実習制度に基づくものなどがあるが、どのような場合であっても、外国人作業者に配慮した以下のような措置が必要である。

〔イ〕 安全衛生教育の実施に当たって、外国人作業者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、機械設備、安全装置、保護具の使用方法などについては、確実に理解されるようにすること。

〔ロ〕 労働災害防止のための指示などを理解できるようにするため、必要な日本語および基本的な合図などを習得させるようにすること。

〔ハ〕 労働災害防止に関する標識、掲示などについて、図を用いたり、外国語で併記するなど外国人作業者がその内容を理解できる方法により行うこと。

資料出所：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」から抜粋

## ①危険または有害な業務に係る特別教育

安衛法は、危険または有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者が当該業務に関する安全または衛生のための特別の教育を行うことを義務付けています（安衛法第59条第3項）。

これに基づき安衛則は第36条で「法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。」として、第1号の研削といしの取替えまたは取替え時の試運転の業務から第41号の墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務まで、58業務を規定しています<sup>\*</sup>。各々の業務について、教育する科目、範囲、時間、実技教育の有無など、その詳細が省令、告示などで定められています。定められた要件を満たしていない場合には「未実施」とみなされますので注意が必要です。

特別教育の科目ごとの時間は告示で示されていますが、この時間は履修に必要な最小限の時間であり、外国人労働者の場合、日本語に習熟していないことから、教育の内容を理解する時間を確保する必要があります。

※特別教育を行う必要のある業務は、巻末の特別教育対象業務の一覧表（183頁）をご覧ください。

講師に関する要件は定められていませんが、雇入れ時教育、作業内容変更時教育同様、教育内容について十分な知識、経験を有する者が行うべきことは、法令の趣旨から当然求められるところです。また、日本語の理解力に応じて、母国語による教材、補助教材を使用することや、通訳者による同時通訳を実施することも考慮する必要があります。

## ②準 備

一部の特別教育を事業場内で実施する際、外国語のテキストを使用することも可能です。

表 24 国際人材協力機構が発行しているテキスト

| タイトル        | 言 語 |     |       |         |
|-------------|-----|-----|-------|---------|
|             | 英語  | 中国語 | ベトナム語 | インドネシア語 |
| アーク溶接等作業の安全 | ○   | ○   | ○     | ○       |
| グライнда安全必携  |     | ○   |       |         |
| 粉じんによる疾病の防止 | ○   | ○   |       | ○       |

表 25 建災防が発行しているサブテキスト

| タイトル                      | 言 語 |       |
|---------------------------|-----|-------|
|                           | 英語  | ベトナム語 |
| 足場の組立て等作業従事者特別教育用サブテキスト   | ○   | ○     |
| フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用サブテキスト | ○   | ○     |

## ③外部機関への特別教育の委託

都道府県労働局長が認める登録教習機関などでも、外国人労働者に対し、事業者になわって特別教育を行っているところもありますので、そうした機関に委託する方法もあります。特別教育

について外国語対応が可能な機関については、公益財団法人国際人材協力機構のホームページ（トップページ）→JITCOの支援サービス→実習生保護支援・在留支援→技能実習生の技能講習・特別教育受講→その他（高所作業車、不整地運搬車、ショベルローダー（最大荷重1t未満）、クレーン（5t未満）、足場の組立等）を参照して検索することが可能です（[https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/list\\_07.html](https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/list_07.html)）。

なお、機関によって対応言語や対象業務に制限がありますので、該当機関に確認してから受講の手続きをとる必要があります。

### 災害事例 アーク溶接作業中に破損した溶接棒ホルダーに触れ感電

#### 発生状況

この災害は、鉛精錬工場において、ベルトコンベアを設置する架台のアーク溶接作業中に感電したものである。

この工場では、廃棄した自動車用バッテリーの電極から純度の高い鉛を再生産しているが、鉛灰等を運ぶベルトコンベアを新設することになった。作業は現場に搬入したベルトコンベアを天井クレーンでつり上げて、一端をコンクリートブロックの壁に寄せ、他端をフォークリフトで支えて傾斜角度をきめた後、架台用のアングルを壁にアーク溶接で仮溶接し、次いで本溶接するものであった。

災害発生当日、工場長AとB、Cの3名で作業を行っていたが、途中で工場長AとBが現場を離れたので、一人残った外国人労働者Cが被災者D（外国人労働者）を呼んできて、手伝いをさせながらアルミ製のはしごに上り作業を継続していた。

しかし、Cは途中でアングル材料が無くなったので、当日の作業は終りとし、はしご付近に溶接棒ホルダーを置いたまま、はしごに背を向けてハンマー等の片付けを始めた。暫くして振り返ると、Dがはしごの上で溶接棒ホルダーを持ったまま動けない状態にいるので、感電と直感し、溶接ケーブルを電源から抜いたが、Dははしごから転落し、まもなく死亡した。

#### 原因

- ① 溶接棒ホルダーは、上部の絶縁部が破損して充電部が露出し、また、ホルダーのハンドルが抜けないようにハンドルとレバーのスプリングに針金が巻き付けられていたこと

→溶接棒ホルダーを持ってはしごに登った被災者が、ホルダーの露出充電部—手—心臓—はしごの経路で感電した。

- ② 溶接機に自動電撃防止装置が取り付けられていなかったこと

- ③ 作業の指示が明確に行われていなかったこと

工場長らは、言葉の問題もあったが現場を離れるときに不在の時の作業について明確な指示を行っていなかった。

→このため、作業員Cは被災者Dに相談もしないで後片付けを始め、Dは同僚の作業を見ていて仮付けしたアングルを本溶接しようと独断で考えて実施したものである。

- ④ アーク溶接作業に従事する者に対して特別教育を実施していなかったこと

→被災者および他の外国人労働者にも、アーク溶接作業に従事させる前に特別教育を実施していなかった。

#### 対策

- ① その日の作業開始前に溶接棒ホルダーを点検整備すること

溶接棒ホルダーの絶縁部分を点検し、劣化や欠落しているような場合には、補修するなど安全を確認したうえで作業を行わせることが必要である

- ② 狭い場所、鉄骨の上等感電の危険がある場所でアーク溶接作業を行う場合には、溶接機に自動電撃防止装置を取り付けること

### ③ 作業指示を明確に伝達すること

外国人労働者で言葉が通じない場合であっても、行うべき作業の範囲・内容・禁止作業等について身振り手振り等の方法によつて的確に伝達することが必要である。

### ④ アーク溶接作業等危険な業務に従事する者に対しては、特別の教育を実施すること

危険な業務に従事する者に対しては法令で特別の教育を実施することになっているので、作業を命ずる前に必ず教育することが必要である。

資料出所：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」から抜粋

## 6 その他の安全衛生教育

### ❖ 1 職長教育

就職して数年たつと、係長や班長として部下の管理を任される外国人労働者も現れてきます。安衛法では、政令で定められた業種に該当するときは、新たに職務に就くこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者（作業主任者を除きます。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安全または衛生のための教育を行わなければなりません（安衛法第60条、安衛令第19条、安衛則第40条）。この教育も特別教育同様、事業者の責任において実施されなければならない、教育内容と時間が安衛則で規定されています。

なお、職長等の教育を行わなければならないのは、①建設業、②製造業（一部を除きます。）、③電気業、④ガス業、⑤自動車整備業、⑥機械修理業の6業種です。

外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者が職長（現場指導・監督者）の業務に従事するケースも増えてきました。しかし、職長教育を外国語で実施している教習機関は現在なく、外部機関に委託するとしても日本語で受講しなければなりません。外国人に現地語で受講させる場合には労働安全衛生コンサルタントなどに日本語で講習を実施してもらい、職場の先輩に通訳を頼むなどの方法を検討しなければなりません。いずれにせよ、日本人労働者に業務上の指導や監督を行うことがあるわけですから、外国人とはいえ日本語に習熟した者の方が望ましいと考えられます。

#### ■通訳を介して教育するときの留意点

特別教育などについては、厚生労働省告示により履修する科目、範囲、時間などが定められていますが、通訳を介して教育を実施する場合、受講者に分かりやすく翻訳することから、単純に2倍で済むことはありませんので、理解に必要な時間を十分確保する必要があります。

また、一般の通訳では専門用語に関する知識が乏しく、まったく異なる意味に翻訳される場合があるので注意しましょう。「高所作業車」が「空飛ぶ車」と訳された例もありました。

厚生労働省のホームページでは、技能講習補助教材として「実務用語集」（多言語）を掲載しています。

**参考** 建災防では、英語によるテキスト『安全作業のポイント（安全衛生責任者・職長編）』を発行しています。



## 2 危険または有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育

安衛法第 60 条の 2 では、事業者は、その事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険または有害な業務に現に就いている者に対し、最新の労働災害の動向、技術革新の進展等による機械の導入や作業態様の変化等に対応できる知識等を付与するための教育を行うよう努めなければならないとしています。

表 26 危険有害業務従事者の安全衛生教育の種類

|                               | 安全衛生教育の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 就業制限業務従事者関係                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ガス溶接業務（安衛令第 20 条第 10 号の業務）従事者安全衛生教育</li> <li>◆最大荷重 1 トン以上のフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>◆機体重量が 3 トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>◆機体重量が 3 トン以上の車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>◆つり上げ荷重が 1 トン以上の玉掛業務従事者安全衛生教育</li> </ul> |
| II 特別教育業務従事者関係                | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆最大荷重 1 トン未満のフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>◆機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>◆車両系建設機械（締固め用）のローラー運転業務従事者安全衛生教育</li> <li>◆チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育</li> </ul>                                                                                        |
| III I または II に準ずる危険有害な業務従事者関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆有機溶剤業務従事者安全衛生教育</li> <li>◆特例緊急作業従事者安全衛生教育</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |

表 27 通達による安全衛生教育

| 安全衛生教育                       | 関係通達                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (i) 特別の教育に準じた教育              | ①チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育（昭 58.5.20 基発第 258 号）<br>②有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育（昭 59.6.29 基発第 337 号）<br>③刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育（平 12.2.16 基発第 66 号）<br>④建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育（平 22.7.14 基安発 0714 第 1 号）<br><br><b>注</b> 「携帯用丸のこ盤」は、建設業のみならず広く使用されている便利な機械である一方、取扱いが簡単なため安易に使用され、多数の労働災害が発生しています。安全作業に必要な基本知識、正しい使用方法を理解させることが必要です。 |
| (ii) その他の通達による教育             | ①熱中症予防のための労働衛生教育（令 3.4.20 基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱」の第 2 の 4 に基づくもの）<br>②職場における腰痛予防のための労働衛生教育（平 25.6.18 基発 0618 第 1 号「職場における腰痛予防対策指針」の 5 の (1) に基づくもの）                                                                                                                                                                               |
| (iii) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育 | 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針（平 15.3.25 基安発 0325001 号）                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



具体的な対象業務や科目、範囲、時間などは「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（平成 5. 22 安全衛生教育指針公示第 1 号）に示されていますが、対象業務には前頁のものが含まれていますので、該当業務に外国人労働者が就いている場合には、指針に沿った教育を行うよう努める必要があります。

## 7

### 派遣労働が認められている業種での留意事項

派遣業の事業者から外国人労働者を派遣されるケースもあり、日本人の場合同様、派遣元・派遣先の別に応じて安衛法上の義務や責任が発生することに留意しなければなりません。

通達は、次のように述べています。

#### 通 達

派遣労働者に対する安全衛生教育を必要十分な内容及び時間をもって行うため、派遣元事業場と派遣先事業場が十分に連絡・調整することが望ましいこと。派遣労働が行われる場合、派遣労働者である外国人労働者に対する雇入れ時等教育は派遣元事業者の責任で行うこと。派遣先事業者との協議により、雇入れ時等の安全衛生教育の実施を派遣先事業者に委託する場合、派遣元事業者は派遣先事業者から報告を受け、安全衛生教育の実施状況を確認すること。また、当該教育の実施に当たっては、派遣先における安全衛生事情にも留意すること。

（注）特定技能外国人労働者は原則として直接雇用されるものであるが、農業分野及び漁業分野においては労働者派遣が認められていること等に留意が必要である。

安全衛生管理に伴う責任の所在については、巻末の表（186 頁）を参照してください。直接雇用することになる技能実習生や特定技能等の外国人労働者とは異なり、派遣される外国人労働者については教育への関与が希薄になりがちです。特に安全衛生のための特別教育（安衛法第 59 条第 3 項）や就業制限（安衛法第 61 条）は、派遣先の義務とされていますので留意してください。

## 8

### 安全衛生教育の実施及びフォローアップ

各種教育を実施した後、外国人の受講者に「分かりましたか」と問うと、多くの場合「はい、分かりました」という答えが返ってきます。しかし、この返答を額面どおり受け止めるわけにはいきません。教育内容を本当に理解したか否か、確認する必要があります。上司から部下へ向けた作業手順の指示にミスコミュニケーションがあると労働災害に結び付く可能性があるのと同様、各種教育においても伝えようとしたことが確実に伝わっていないと労働災害の発生リスクが生じます。そこで、必要な情報が確実に伝わったか否かを確認する必要があります。

通達は、次のように述べています。

外国人労働者の日本語の理解度を把握し、視聴覚教材等を活用して、合図、標識、掲示及び表示等についても教育すること。また、安全衛生教育の実施責任者の管理の下、当該外国人労働者と同じ言語を話せる日本語の上手な労働者（当該外国人労働者と同じ国・地域出身の上司や先輩労働者など）に通訳や教育の補助役等を依頼して実施することが望ましいこと。さらに、安全衛生教育の理解度を確認しながら、継続的に教育を繰り返すことが望ましいこと。